

被保険者 各位

住友化学健康保険組合

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧に かかる療養費の支給について

拝啓 日頃は健康保険組合の事業にご理解・ご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、従来、はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術料については、患者が窓口で自己負担分を支払い、自己負担分を除いた施術料は療養費として当組合から鍼灸師等にお支払いをしておりました。

この度、当健康保険組合では当該療養費の支払い方法について、2月8日の組合会において審議の結果、下記のとおり、健康保険法第 87 条の原則に則った「償還払い」へ変更する決定となりましたので、ご案内申し上げます。

なお、本ご案内は過去 1 年間の受診履歴（本人・家族）をもとに送付させていただいております。

敬具

記

1. 変更時期

平成 31 年 4 月施術分

2. 支払方法

償還払い（窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が健保に療養費の申請を行う方法）

※施術者へ『平成 31 年 4 月施術分より加入している保険者が償還払いの支払い方法になった』という旨をお知らせください。

3. 申請方法

- (1) 施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。
- (2) 施術者等に施術内容等の証明を受けます。（療養費支給申請書内に記載）
- (3) 以下の書類を揃え、健康保険組合にご提出ください。

①『療養費支給申請書』

『はり、きゅう用』または『あんま・マッサージ・指圧用』の該当するものに記入。

「施術内容欄・施術証明欄、同意記録は施術者」、「それ以外の項目は申請者（被保険者）」が記入します。（記入例をご参照ください。）

②『領収書原本』（全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの）

③『医師の施術同意書（原本）』

※初療日から 6 か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうへ施術同意（再同意）を受けることが必要です。

また、同意期間内において 2 回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書（写し）の添付で差し支えありません。

④『施術報告書（写し）』（平成 30 年 10 月施術分より）

※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

4. その他注意事項

- (1) 暦月ごとに申請してください。
- (2) 添付書類（医師の施術同意書等）は平成 30 年 6 月 20 日付け保医発 0620 第 1 号に基づくものをご使用ください。
- (3) 当健康保険組合において審査のうえ、支給決定を行います。

5. 留意事項

- (1) 平成 31 年 4 月施術分以降、施術者等からの申請があったものは、申請書を返却させていただきます。
お手数ですが、償還払い(領収書(原本)等の添付)の手続きにより再申請をしてください。
- (2) 申請書類等の取得や申請方法の詳しい内容などは、当健康保険組合ホームページをご確認ください。

以上

-----お問い合わせ-----

〒541-8550

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号

住友化学健康保険組合

☎06-6220-3219

<ホームページ URL>

<http://www.sumikakenpo.or.jp/>